

みなかみ町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業に取り組む民間事業者等に対し、予算の範囲内でみなかみ町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付については、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年みなかみ町規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、「民間事業者等」とは、町内に店舗、工場、事業所、事務所等を有し、又は設けようとする民間企業、公共的団体、個人事業主、任意団体等をいう。

2 この要綱において、「融資等」とは、地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資又は民間クラウドファンディングによる寄附をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する民間事業者等とする。

- (1) みなかみ町が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (2) みなかみ町税条例（平成17年みなかみ町条例第50号）第3項に規定する町税の滞納がない者
- (3) みなかみ町暴力団排除条例（平成17年みなかみ町条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員を役員とするもの及び暴力団員と密接な関係を有するものでない者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (2) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決又は支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (3) 地域においてこれまでの取組とは異なる新たな事業であること。
- (4) 融資等を受けて実施する事業であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が第9条に規定する交付決定の日以降から第11条に規定する補助対象事業完了の報告までの間に要した別表第1に掲げる経費とする。ただし、町長が適当でないと認める経費については、補助対象経費から除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費のうち広告宣伝費、商品開発費、調査研究費及び事業分析・再構築費は、合計して200万円を補助対象経費の上限とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費から融資等額及び自己資金額の合計額を差し引いた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1補助対象事業当たり次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を限度額とする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 融資等額が補助金の額と同額以上の場合 1,500万円
 - (2) 融資等額が補助金の額の0.5倍以上同額未満の場合 800万円
 - (3) 融資等額が補助金の額の0.5倍未満の場合 200万円
- (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、みなかみ町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) みなかみ町地域経済循環創造事業（地方単独事業）実施計画書（様式第2号）
- (2) 初期投資に係る補助対象事業の内容が分かる書類（見積書の写し、図面等）
- (3) 町税の完納証明書
- (4) 申請者の全部事項証明書（戸籍謄本）又は住民票（抄本）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(審査会)

第8条 町長は、補助対象事業の適否を審査するため審査会を設置する。

- 2 審査会は、必要に応じて申請者に説明を求めることができる。
- 3 前項に係る内容については、非公開とする。
- 4 第1項に規定する審査会の設置について必要な事項は、町長が別に定める。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、審査会の審査結果に基づき、補助金の交付又は不交付について決定し、みなかみ町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による交付決定に際し、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助対象事業の変更又は中止)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた補助対象事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらか

じめみなかみ町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金計画変更・中止・廃止承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の10パーセント以内の流用を除く。

(2) 融資等額を減額しようとするとき。

(3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助対象者の自由な創意により、より能率的な補助対象事業の目的の達成に資するものと考えられる場合

イ 補助対象事業の目的及び能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

(4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、可否を決定の上、みなかみ町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金計画変更・中止・廃止承認（却下）通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、みなかみ町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、みなかみ町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金交付額確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金額の確定通知を受けたときは、みなかみ町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金精算払請求書（様式第8号）を町長に提出し、交付を受けるものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該補助事業者に対し補助金を支払うものとする。

（概算払）

第14条 前条の規定にかかわらず、町長は、補助金等の額の確定前においても相当の理由があると認めるときは、補助事業者に対し概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助事業等の概算払を受けようとするときは、なかみ

町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金概算払請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、第10条の規定による補助対象事業の中止の申請があった場合又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱に違反した場合
- （2） 交付決定に際して付した条件に違反した場合
- （3） 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- （4） 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- （5） 第9条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 町長は、前項の決定をしたときは、みなかみ町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第10号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは補助事業者に対し、みなかみ町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金返還命令通知書（様式第11号）により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該返還の命令がなされた日から20日以内に返還するものとする。

（帳簿等の整理保管）

第17条 補助事業者は、この要綱に基づく補助金に関する証拠書類、帳簿等を整理し、当該補助金を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（財産の管理等）

第18条 補助事業者は、当該補助金による取得した備品（以下「財産」という。）については、財産管理台帳等を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 町長は、補助対象事業が完了した後も必要に応じて財産の管理状況を確認することができるものとする。

（財産処分の制限等）

第19条 補助事業者は、取得した財産を補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から別表第2に定める制限期間内において、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項で定める制限期間内において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめみなかみ町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金財産

処分承認申請書（様式第12号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の承認をした補助事業者に対し、処分内容により、補助金に相当する額を限度として、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（収益報告）

第20条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後30日以内に、事業化収益状況について町長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、事業化に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年11月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費区分	補助対象経費
施設整備費	補助対象事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	補助対象事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（補助対象事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。）
備品費	補助対象事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
広告宣伝費	実施する補助対象事業の広告宣伝に係る経費
商品開発費	実施する補助対象事業の商品開発に係る経費
調査研究費	活用する地域資源の商品化可能性調査に係る経費、地域内外での需要動向調査に係る経費、収支計画書及び初期投資計画書のシミュレーション経費等の補助対象事業の遂行に必要な調査研究に要する経費
事業分析・再構築費	補助対象事業立ち上げ後に実施する補助対象事業の分析や再構築費、フォローアップに係る経費（旅費、謝金、会議費、調査費及び委託費を含む。）

別表第2（第19条関係）

財産の取得価格	制限期間
2万円以上10万円未満	2年間
10万円以上	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に定める耐用年数に該当する期間